3　総トン数の欄に掲げる総トン数の区分ごとの隻数のうちには、当該区分のうち旧トン数の区分を超える旧トン数の船舶であって、当該船舶の総トン数から現に当該船舶について受けている沖合底びき網漁業の許可又は起業の認可（当該船舶についてのこの告示に係る許可又は起業の認可の申請が漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第一条の五第二項、第一条の七第一項若しくは第二項又は第一条の八の規定の適用を受ける場合には、従前の許可又は起業の認可）の制限又は条件により補充トン数として使用し得ないこととされているトン数に〇・〇一トンを加算したトン数を控除して得たトン数が当該区分に属するものについて許可又は起業の認可をすべき隻数を含むものとする。

4　水産庁長官が別に定めるところにより船舶の安全性、居住性等の確保のため当該船舶の大型化を図ることが適当であると認めた場合には、当該船舶の総トン数は、当該総トン数から当該大型化のための増加トン数を控除して得た総トン数とみなす。

5　この告示に係る許可又は起業の認可には、次の表の上欄に掲げる区分に従い、おおむね同表の下欄に掲げる制限又は条件を付けることがある。

区分	制限又は条件
1　操業区域の1又は2に係るもの	制限又は条件（別記二の制限又は条件をいう。以下同じ。）の1、8、10及び66から68まで
2　操業区域の1又は2に係るものであって、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の10及び66から68まで
3　操業区域の2に係るものであって、北海道太平洋沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の4、5、10及び66から68まで
4　操業区域の3に係るもの	制限又は条件の3、10及び66から68まで
5　操業区域の3又は4に係るもの	制限又は条件の2、8から11まで及び66から68まで
6　操業区域の4に係るものであって、北海道オホーツク海沿岸の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の6、7、10及び66から68まで
7　操業区域の6に係るもの	制限又は条件の18、21、22及び66から68まで
8　操業区域の7に係るもの	制限又は条件の12、14、22及び66から68まで又は13、14、22及び66から68まで
9　操業区域の8に係るもの	制限又は条件の15及び66から68まで又は16、17及び66から68まで
10　操業区域の10又は11に係るものであって、宮城県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の19及び66から68まで又は19、20及び66から68まで
11　操業区域の12に係るものであって、茨城県又は千葉県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の23及び66から68まで
12　操業区域の14に係るもの	制限又は条件の24及び66から68まで
13　操業区域の17に係るものであって、愛知県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の25、26及び66から68まで又は27、28及び66から68まで
14　操業区域の17に係るものであって、和歌山県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の25、26及び66から68まで
15　操業区域の21に係るもの	制限又は条件の29及び66から68まで又は30、31及び66から68まで
16　操業区域の22、23又は24に係るもの	制限又は条件の32から34まで及び66から68まで
17　操業区域の18、20、21に係るもの	制限又は条件の66から68まで
18　操業区域の29に係るものであって、青森県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の37及び66から68まで
19　操業区域の29に係るものであって、秋田県八森港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の36、38及び66から68まで
20　操業区域の29に係るものであって、秋田県金浦港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の35、38及び66から68まで
21　操業区域の33に係るもの	制限又は条件の39及び66から68まで
22　操業区域の34に係るもの	制限又は条件の40から42まで及び66から68まで又は43、44及び66から68まで
23　操業区域の37に係るもの	制限又は条件の49、50、59及び66から68まで
24　操業区域の38に係るものであって、兵庫県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の45から49まで、58及び66から68まで
25　操業区域の38に係るものであって、鳥取県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の45、46、51、52、60及び66から68まで
26　操業区域の40に係るものであって、鳥取県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の53から55まで、61及び66から68まで
27　操業区域の40に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の56、62及び66から68まで
28　操業区域の43に係るもの	制限又は条件の57、63及び66から68まで
29　操業区域の46に係るものであって、島根県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64、65及び66から68まで
30　操業区域の46に係るものであって、山口県又は福岡県の区域内の港を主たる漁業根拠地とするもの	制限又は条件の64及び66から68まで

別記一　操業区域

（北海道区）

1　東経百五十二度五十九分四十六秒の線以西のオホーツク海の海域及び北海道松前郡松前町白神岬突端正西の線以北の日本海の海域

2　東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線との両線間におけるオホーツク海の海域

3　東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道北斗市葛登支岬突端から青森県下北郡東通村尻屋埼突端を通る線との両線間における太平洋の海域

4　東経百五十二度五十九分四十六秒の線と北海道幌泉郡えりも町襟裳岬灯台正南の線との両線間における太平洋の海域

（太平洋北区）

5　北緯四十二度一分東経百四十三度九分二秒の点（旧幌泉灯台中心点）から青森県下北郡大間町大間埼突端に至る線、北海道函館市恵山岬突端から同県下北郡東通村尻屋埼突端に至る線のうち恵山岬突端から同線と同県の最大高潮時海岸線との最初の交点までの部分、同交点から同海岸線上を青森岩手両県界に至る線、同県界正東の線及び東経百四十二度二十九分四十七秒の線により囲まれた海域

6　東経百五十二度五十九分四十六秒の線と択捉島ウエンシリン岬突端百五十度の線との両線間における太平洋の海域